

5/16  
赤旗

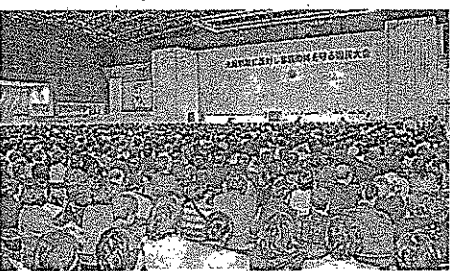
# 個人に規制企業に寛大

内閣法制局発行の『新憲法の解説』(1946年11月3日)は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立することや、夫婦は同等の権利を有すること、家族関係における個人の尊厳と両性の本質的平等を規定した憲法24条について「封建的家族制度に一大革新を要請するもの」としています。

## 古い価値観復活

戦前の「家」制度のもと、結婚は家長(戸主)の同意なしに認められず、家と家との関係でした。妻には財産の管理権も相続権も認められず、契約締結の能力も否定さ

日本会議夫婦別姓国民大会(2010年3月)＝日本会議ホームページから



財政の章では「財政の健全性の確保」規定を新設(83条2項)しています。消費税増税や社会保障切り捨ての根拠となるものです。

## 新自由主義導入

他方、日本国憲法で経済活動の自由(22条)や財産権(29条)について明記された「公共の福祉」による制約が、自民党改憲案では削除されています。生存権保障のため、資本の横暴に制約をかける必要性を明らかにする規定ですが、自民党改憲案は巨大企業への制約を「否定」する態度です。個人の自由に対しては「公の秩序」による規制を強めながら、巨大企業には寛大。巨大企業の利益最優先の新自由主義「構造改革」を進める「憲法」にする狙いです。

地方自治の章では、経団連が「究極の構造改革」と位置つける「道州制」の導入を可能としています。

古い価値観と企業利益優先の新自由主義が混在し、一見、支離滅裂な改憲案ですが、「個人の尊厳」を否定する点では一貫しています。(ついで)

# 再批判 自民党改憲案

「個人」とその尊厳を否定する一方で、「家族」を「社会の基礎的単位」とあえて位置づけ直す。ここには古い価値観の復活の危険があります。自民党改憲案が、戦前との歴史・文化の連続性を基調としていることから軽視できません。

安倍政権は「女性活躍」を掲げますが、自民党は選択的夫婦別姓について「わが国を根底から覆そうとする意識が働いている」とか考えられな